

教員養成における東日本大震災の教訓を基にした防災教育カリキュラム

今野 孝¹

概要：教員研修の充実に加え、教員養成課程においても子供たちの命・心身を脅かす災害などに普段から備え、学校安全や防災教育の知識や教訓を踏まえた学修が求められている。本稿は、文献研究や東日本大震災で大きな被害を受けた宮城県、岩手県、福島県（以下 被災3県）が示す「求める教師像」や被災3県にある国立教員養成大学のシラバスにおける授業科目などをもとに、教員養成課程において、東日本大震災で得られた学校防災上の知見や教訓をどのように学生に学ばせるべきなのか防災教育のカリキュラムを通して考察する。教員養成課程での防災教育においては、東日本大震災での災害被害を繰り返さないために、災害や防災に関する「知識」だけでなく、主体的に行動する「態度」や「姿勢」を育成し、実践的な指導を行えるようにするための教育内容や教育手法を開発・普及する必要がある。今後は、教員養成課程での防災教育のカリキュラムを実践するとともに、その改善について研究を行う。

Keywords：防災教育、学校安全、東日本大震災、教員養成、カリキュラム

1. はじめに

わが国の教育史上初めて、子供たちが在校中に大規模な地震と津波による被害を受けた東日本大震災から、13年が経過しようとしている。あの日だけで、幼児児童生徒と教職員を合わせて733名の学校関係者が亡くなった忘れてはならない。

表1 東日本大震災における学校関係者の被害者数

	死者数(人)						行方不明者数(人)	計(人)
	園児	児童	生徒	学生	教職員	計		
宮城県	70	167	158	41	24	460	41	501
岩手県	10	17	63	11	9	110	23	133
福島県	4	24	50	6	3	87	10	97
東京都	0	0	0	0	2	2	0	2
計	84	208	271	58	38	659	74	733

今野 (2012)¹

沿岸部の多くの学校では、巨大地震の後に押し寄せた想定外の津波に対し、教員や地域の方々の臨機応変な判断や対応により、高台や校舎の屋上などに避難し無事であった。しかし、石巻市立大川小学校では、津波避難の判断が遅れ、川を遡上した津波によって、全校児童108名のうち70名

が死亡、4名が行方不明、教職員も10名が死亡するという戦後最大の学校災害事故となった。訴訟では最高裁で判決が確定し、学校の事前防災体制に不備があったとして石巻市と宮城県に損害賠償が命じられた。控訴審判決から5年余りが経過したが、日本の学校防災や防災教育は進んだといえるのだろうか。

時間の経過とともに、人々の記憶は薄れていく。小学生は全員が東日本大震災後に生まれた子供たちであり、中学生もおぼろげな記憶しかない。また、震災当時、管理職等として陣頭指揮をとり、意思決定した教員の多くは退職し、当時小学生だった子供たちが新任教員となっている状況である。学校教育において震災の教訓を風化させない、伝え続けることは難しい。

震災後、防災を含めた学校安全を独立した教科とする「防災安全科」が研究開発校で取り込まれたが教科化は見送られた²。現在は、防災教育に特化するのではなく、学校安全の領域である「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」をバランスよく取り扱い、子供たちが「安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできる」ことを目指すように示されている。(2022 中央教育

1. 宮城学院女子大学教育学部

審議会)³

また、学校現場では、いじめや不登校問題、小学校英語やICT、プログラミング教育の導入など、学校現場が対応すべき教育課題や学習内容が増え続けており、それに伴い教員の多忙化も問題となっている。震災発生直後のように、防災教育に多くの時間を割くのは難しい状況にあることは否めない。

しかし、震災後の13年間にも、大きな自然災害は起こり続けている。2024年元日に発生した「令和6年能登半島地震」では、大地震による土砂崩れや家屋の倒壊、津波や大規模火災などによる被害で多くの尊い命が失われたことは記憶に新しい。日本では今後も地震や津波などの自然災害が多く発生することが想定されている。関東大震災から101年、昭和東南海地震から80年が経過し、発生確率が高くなっており、東日本大震災の震源地の北側や空白域では日本海溝・千島海溝巨大地震が想定され、津波ハザードマップが改訂された。また、全国に活断層があることから、熊本地震や能登半島地震のように、どの地域においても大きな地震が起こり得る状況である。

さらに、近年は気候変動の影響を受け、豪雨や巨大台風などによる河川の氾濫や土砂災害のリスクも高まっている。

このように、学校が地域と連携し、地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実させることがますます必要となっており、学習指導要領の示す「社会に開かれた教育課程」の実現を図ることに合致している⁴。子供たちの命を守るべき教員が、学校安全や防災教育についての資質・能力を高めていくことについて誰も異論はない。

しかし、東日本大震災から13年が経過し、教職員が大規模災害に危機意識を持ち、教訓を風化させることなく、より実践的な防災教育を展開するようになったかという点、東北地方や兵庫県、東南海大地震が想定される地方では継続的に取り組まれているものの、そうでない地方も見られ、地域差が見られるのが現状である。

教員の学校安全や防災教育についての資質能力

を高めていくためには、教員研修を充実させるとともに、大学における教員養成においても、教員に採用された時から、災害から子供たちの命を守る知識と能力、姿勢を身に付けられるよう学校安全や防災教育のカリキュラムをさらに充実させていくことが求められている⁵。

教員養成課程における安全教育や防災教育の内容を明らかにした先行研究としては、「国立大学教員養成学部における学校安全に関する教育の取り組み状況について」（根岸、2014）⁶、その後の教職課程のコアカリキュラムを踏まえた「教員養成段階での学校安全・危機管理に関する教育」（熊丸2018）⁷がある。熊丸は、シラバスを分析した結果、「保健体育科教員と養護教諭への偏重、取り扱われる回数少なさ、他の授業内容とのつながりの少なさ」を指摘し、「大多数の教員養成大学・学部の現状は、学校安全・危機管理を授業で取り上げるかどうかは、担当教員次第である」と述べている。また、藤岡（2020）は、「学校安全・危機管理等については、教職大学院レベルは当然ながら、学部レベルでも設置すべき重要な内容であるが、専門教員の不足、履修科目の制限などの課題が切実になっている」⁸と指摘している。

中央教育審議会スポーツ・青少年分科会安全部会（2014）でも、「教員養成段階における学校安全の扱いについては、教科専門科目や教職専門科目の中で部分的に扱われていることがほとんどである。（中略）たとえ新任教員であっても赴任したその日から、学校管理下における児童生徒等の安全を確保する義務が生ずることから、教員の養成・研修の各段階でどのような形で学校安全について取り扱うかについて、国の教員養成全体の議論の中で更なる検討が必要である。」⁹と報告している。

本稿では、教員養成段階において、東日本大震災で得た学校安全や防災教育上の実践的な知見や教訓などをどのように学生に学ばせるべきなのかについて、防災教育カリキュラムを中心に考察する。

2. 目的と方法

本研究では、文献研究や東日本大震災で大きな被害を受けた被災3県（宮城、岩手、福島）において求められる防災教育に関する教職員の資質・能力と教員養成課程をもつ3大学（宮城教育大学、岩手大学、福島大学）の公開されているシラバスや資料などをもとに、防災教育に関連する授業科目などについて整理、概観する。そして、教員養成課程において、東日本大震災で得られた学校防災上の知見や教訓を基に、どのように学生に学ばせるべきなのか防災教育のカリキュラムを通して考察・整理することを目的とする。

3. 教員養成段階での安全教育、防災教育

(1) 教職課程コアカリキュラムにおける学校安全の明記

教職課程コアカリキュラムは、全ての大学の教職課程で習得すべき共通な資質能力を示したものである。東日本大震災以降、学校安全や危機管理の必要性が高まったことから、各大学の教職課程では、教育の基礎的理解に関する科目の「教育に関する社会的、制度的または、経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」において、「(3) 学校安全への対応について身に付けるべき能力」が加えられた¹⁰。2019年度入学者からこのコアカリキュラムに沿った教育課程を編成しており、教職を目指しているすべての学生が「学校の安全への対応」について学修している。

目標は以下のとおりである。

○一般目標

学校管理下で起こる事件、事故及び災害の実情を踏まえて、学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解する。

○到達目標

- 1) 学校管理下で発生する事件、事故及び災害の実情を踏まえ、危機管理を含む学校安全の必要性について理解している。
- 2) 生活安全・交通安全・災害安全の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課

題について、安全管理及び安全教育の両面から具体的な取組を理解している。

しかし、大学で「教育行政論」や「教育社会学」、「学校経営論」等の一つの授業科目の中で網羅している場合には、社会的事項や制度的事項、経営的事項も取り扱わなければならない。また、学校安全にも、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3つの領域があり、内容や事例も多岐に渡っており、「各授業科目で、1・2回程度、学校安全・危機管理を概観するにとどまる。むしろ、『教職課程コアカリキュラム』があるがゆえに、授業内容の自由度は狭まってしまいかねない」という指摘もある¹¹。

筆者は、東日本大震災時、離島にある小学校の校長として津波被災し、自衛隊のヘリコプターで全員救助され、子供たちや島民とともに1か月間避難所暮らしをした。あの時の状況を振り返れば、学校安全や防災教育について1・2回の授業だけでは、学生に事故や災害に遭遇した時に、的確に判断する力を身に付けさせ、子供たちの命を守るための姿勢や能力を養うことは難しいと考える。

したがって、大学のカリキュラム状況などにもよるが、可能であれば安全教育や防災教育について授業科目を設定し、基礎的な知識や震災での教訓や学びを学修させることが必要である。またその中で、学生が教員になった時から、的確に判断できるよう、より実践的な内容を設定することも望まれる。

(2) 「第3次学校安全の推進に関する計画」における教員養成機関での取り組み

中央教育審議会でも学校安全の推進については議論されており、「大学等の教員養成機関では、学校安全の3領域全てを深く理解するための十分な学修が確保されていない点が懸念されている。」と述べている¹²。それを受け、第3次学校安全計画からは、新たに「教員養成機関での取り組みや指標」が盛り込まれた。

答申では、子供たちに安全教育を通じて、「いかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安

心な生活や社会を実現するために、自ら適切に判断し、主体的に行動する態度の育成を図ることが重要」であり、教員養成大学に、防災を含めた学校安全に関して学修する機会や内容を充実するように求めている。

具体的には、学校安全の3領域を扱う中で、過去に起きた重大な災害や事件・事故の事例をもとに、「正常性バイアス、権威勾配等心理的側面」も学修させ、学校管理下内で被害を減らしたり、無くしたりするため「どのような危険があるのかをイメージできる知識や視点を学べるようにする」ことが必要だとしている。特に、防災教育においては、学生に、「児童生徒等のどのような資質・能力を育むのか」という視点を持たせることが望ましいとした。

正常性バイアスや権威勾配については、大川小学校津波事故でも指摘された津波避難の意思決定過程での問題点であり、大災害発生後のパニック状況下で、避難行動や正常な意思決定を阻害する要因である。また、学生に心肺蘇生やAEDを使った「ASUKAモデル」¹³等の一次救命蘇生について外部講師を招いて実施することなども例示している。

これまでの基礎的な知識や被害状況を知ることに加え、失敗したり命を失ったりしたケースを含め、そのような具体的状況で、何を判断基準として、どう意思決定するのかを考えさせ、イメージさせる学修内容が求められているのである。

4. 教員採用時において求められる学校安全・防災教育に関する教員の資質・能力

(1) 教育公務員特例法改正による学校安全・防災教育に関する教員指標の策定

教育公務員特例法により2019年から、任命権者である各県や政令都市の教育委員会に、校長・教員としての資質向上に関する指標の策定が義務付けられ、2022年8月に指針が改正された¹⁴。その中で、「教師に共通に求められる資質の具体的な内容」を、「教職に必要な素養」、「学習指導」、「生徒指導」、「特別な配慮や支援を必要とする子供へ

の対応」、「ICTや情報、教育データの利活用」の大きく5つに類別した¹⁵。学校安全や防災教育については、「教職に必要な素養」の中に、「子供達や教職員の生命・心身を脅かす事故・災害等に普段から備え、様々な場面に対応できる危機管理の知識や視点を備えている」と示している。

東日本大震災で大きな被害を受けた宮城、岩手、福島の被災3県の学校安全・防災教育についての教員指標をみていきたい。

①宮城県の教員指標

宮城県の「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」¹⁶では、教員に求められる共通な資質として、「東日本大震災の経験を踏まえ、宮城の創造的復興を実現し、持続可能な地域社会を作るため、未来を担う人材を育成する志を持ち続けること」としている。

また、安全管理や防災教育については、「教育への情熱」の一つとして、「東日本大震災の経験を踏まえ、子供たちの命を守るという強い覚悟を持つこと」、「子供の命を守るという観点から、災害安全だけではなく生活安全や交通安全も含め、学校を安全で安心な学びの場とする心構えを持つこと」を挙げている。ライフステージでは、新規採用時の「0期」から、「子供の命を守る強い覚悟を持つこと」と「学校を安全で安心な学びの場とする心構えを持つこと」を求めている。

②岩手県の教員指標

岩手県は、「本県教育を取り巻く環境変化への対応の必要性」の中で、学校安全と「東日本大震災津波の教訓を継承し、児童生徒が生きていく上で直面する課題を乗り越えていけるよう、命の大切さや人・地域とのつながり、安全などについて、実際の体験を通じた学びを推進することにより、郷土を愛し、その復興・発展を支える人材の育成に取り組んでいる」という、「いわての復興教育」の視点を明確に示している点が大きな特徴である¹⁷。新規採用時においても、「学校安全、学校保健等に関する基本的な知識を持ち、学校事故等に対する危機管理の重要性を理解している」とともに、「『いわての復興教育』が本県の教育の柱の

一つであることを理解している」ことを求めている。

③福島県の教員指標

福島県は、地震・津波災害に加え、広範囲・長期間に渡って原子力災害に見舞われ現在も復興途上にある。福島県が育成を目指す教員像として、『福島らしさ』をいかした多様性を力に変える教育等を実践できる教員」としている。その「福島らしさ」の一つは、「東日本大震災及び原子力災害によって他の地域よりも複雑で多くの課題を抱える中で、地域等の人々が手を取り合って果敢に挑戦を続けていること」¹⁸としている。福島県が求める「着任時の姿」においても、「東日本大震災及び原子力災害からの復興・創生を目指す本県の教育課題を理解しようとしている」ことを求めている。

(2) 被災3県の特徴

表2 採用時の学校安全・防災教育に関する指標

採用時の学校安全・防災教育に関する指標	
宮城県	○子供の命を守る強い覚悟を持つこと。 ○学校を安全で安心な学びの場とする心構えを持つこと。
岩手県	○学校安全、学校保健等に関する基本的な知識を持ち、学校事故等に対する危機管理の重要性を理解している。 ○『いわての復興教育』が本県の教育の柱の一つであることを理解している。
福島県	○東日本大震災及び原子力災害からの復興・創生を目指す本県の教育課題を理解しようとしている。

被災3県ともに、東日本大震災の被害や経験を踏まえ、教員に求める資質能力に、災害安全を中心とした学校安全の内容を入れている。また、それぞれの県の状況や課題により、教員指標で特徴が見られる。

宮城県は、「子供たちの命を守る強い覚悟と姿勢」を求めており、大川小学校等津波災害で大きな被害を受け、東日本大震災の教訓を風化させないという強い思いを示している。しかし、岩手県の「いわての復興教育」や福島県の「原子力災害からの復興・創生」といった復興教育に関する具体的な内容は示されていない。強い覚悟と心構え

は、子供たちの命を守る上で大切な土台となるものであるが、より明確な柱や具体的な手法等が必要となるであろう。

岩手県の特徴は、震災からのレジリエンスである未来志向の復興教育について、総合的な学習の時間と特別活動を併せた形でカリキュラムを作り、全県で進めていることである。後述するように岩手大学の教育学部とも連携していることも強みである。

福島県は、除染が進み、学校も徐々に現地に戻っているが、未だ帰還困難区域もあり、故郷に戻れない子供たちや人々も多い。また、福島第一原子力発電所の廃炉作業も進んでいないことから、福島県の教員指標から、「原子力災害」の文言が無くなるまでは、これからも長い期間が必要である。

東京都をはじめ他の都道府県を見てみると、教員指標に東日本大震災の教訓等の内容は見られない。被災3県では、震災での大きな被害とそこからの復興が、学校教育の大きな課題として継続していることが分かる。

5. 被災3県の国立教育養成大学における取組

東日本大震災の被災地の国立教育養成大学（宮城教育大学、岩手大学、福島大学 以下3大学）では、震災直後から被災地の子供たちの心のケアや学習のために、附属機関を立ち上げ、ボランティアを派遣するなど組織的に支援を行った。また、防災教育に関する授業科目を設定し、実践を行ってきた。

(1) 被災地の教育を支えた附属機関

東日本大震災後に、被災地である3大学では、被災地の子供たちの支援を統括・推進する組織が作られた。

2011年からの集中復興期間に、3大学には、県内の子供たちや教員、教育機関を支援するために、各県の被害状況に応じた支援本部等が作られた。沿岸部を中心に被害が広範囲に及び、手探り状態からであったが、大学の教員が復興のために積極的に協力するとともに、多くの学生等が被災校や

被災地にボランティアとして入り活動を行った。また、全国から駆け付けた大学生ボランティアなどの中継基地ともなった。被災3県にある私立大学も同様の教育支援を行っていた。

宮城教育大学では、宮城県の沿岸部のすべての自治体が津波被災を受け、県全体で学校関係者501名と最も多くの死者・行方不明者が出た中、被災校を中心に学習支援や教育復興支援活動に全力を挙げて取り組んだ。震災の翌年に「教育復興支援センター」を設立し、被災校への学生ボランティアの派遣や被災校の教員や子供たちの現状を情報誌として伝える等、幅広い活動を行った。その後、現在「防災教育研修機構」と改組され、学校安全の充実に向けた教職員の研修を中心に取り組んでいる。

岩手大学は津波被害が大きかった三陸地方のために「三陸復興推進本部」を設置し、学習支援と心のケア、防災教育に加え、岩手県教育委員会が立ち上げた「いわての復興教育」に連携して取り組んだ。現在は、さらにそれらを実践的な「学校安全学」に関する研究・教育に広げ、取り組みを進めている。

福島大学は、震災の災害に加え、福島第一原発事故による原子力災害が長期化し、多くの子供たちが避難したり、屋外で活動できなかつたりしたことにより、災害心理研究所を中心に、子供たちの心のケア、発達への支援・研究を現在も継続している。

各県の被災状況により、3大学の防災教育関係機関の目的や活動内容が異なっており、教育委員会との連携や取組においても違いが見られた。

表3 3大学の被災地の教育を支えた附属機関

宮城教育大学
(教育復興支援センター 2011～16年) 震災で甚大な被害を被った宮城県の教育の復興、県内の児童・生徒の確かな学力の定着・向上及び現職教員の支援を中長期的に行う。 (附属防災教育未来づくり総合研究センター 2016～19年) ○防災教育研修機構 (2019年～継続中)
岩手大学
(岩手大学三陸復興推進本部 2011年～) ○教育実践・学校安全学研究開発センター 「いわての復興教育」や「防災教育」の成果を踏まえ、地域の教育的課題の解決や、児童生徒の命と安全の確保のための総合的で実践的な「学校安全学」に関する研究・教育に取り組む。(継続中)
福島大学
○災害心理研究所 2014年～ 原子力災害による、子供と保護者の心の不安やストレスをテーマに精神的健康や発達に及ぼす影響の解明と対処法、支援プログラムを研究。 (うつくしまふくしま未来支援センター) 震災と放射能汚染で、避難を余儀なくされた福島の被災者と被災地域の復旧・復興を科学的・学術的見地に基づき支援。(2011～2023年)

(2) 3大学における防災教育の授業科目

3大学のWebで2023年度に公開されているシラバスや大学の防災教育等に関する資料等から、防災教育に関する授業内容を調べた。全体を通して防災や安全に関して取り扱っている科目のみとし、教職概論や教職実践演習など教職科目で1～2回のみで学校安全や学校防災に関して授業を展開しているものは除いた。

①宮城教育大学¹⁹

宮城教育大学では、必修科目と選択科目を併せて、最も多い5つの防災教育の科目を開講している。「環境・防災教育」と「学校防災教育基礎」において、学校における防災教育の基礎的な事項を網羅し、複数の教員で担当し、必修科目としている。さらに、「防災教育演習」(選択)では、被災地域におけるフィールドワーク等を集中講義で実施している。

防災教育に関する科目数が多いことと、「防災教育研修機構」の教員を中心に、継続的に取り組んでいることが分かる。

ア) 環境・防災教育（必修）

第1回	ガイダンス
第2回	学校防災の基礎
第3回	近年の自然災害と未来
第4回	東日本大震災と学校
第5回	地形理解
第6回	ハザード理解
第7回	防災訓練基礎
第8回	避難所運営と災害ボランティア
第9回	災害とこころ
第10回	地域協働と学校防災
第11回	地方教育行政と学校防災
第12回	災害対応に活かす障害者の視点
第13回	学校とNPOとの協働
第14回	グローバル防災
第15回	さらなる学習に向けて

イ) 学校防災教育基礎

*「環境・防災教育」と同じ

ウ) 学校の安全管理と防災教育

<input type="checkbox"/>	ガイダンス—授業の進め方/目標の確認
<input type="checkbox"/>	学校安全—総論/関係法令/学校安全計画
<input type="checkbox"/>	安全教育—目標/内容の理解
<input type="checkbox"/>	安全管理—対人管理/対物管理
<input type="checkbox"/>	安全管理—避難訓練
<input type="checkbox"/>	安全教育—地球規模の課題としての災害
<input type="checkbox"/>	安全教育—災害報道と防災教育（NIEの活用）
<input type="checkbox"/>	心のケアと配慮—危機的状況下での心理
<input type="checkbox"/>	心のケアと配慮—当事者との対話
<input type="checkbox"/>	心のケアと配慮—他者への配慮・理解
<input type="checkbox"/>	組織活動—家庭・地域との協働
<input type="checkbox"/>	組織活動—NPO/ボランティア/関係機関との協働
<input type="checkbox"/>	グローバル防災
<input type="checkbox"/>	さらなる学習に向けて

エ) 学校防災教育演習（選択）

<input type="checkbox"/>	被災地域におけるフィールドワークおよびハザードマップの活用などのワークショップ形式の演習を一部集中（4日程度）で実施。
--------------------------	---

オ) 学校防災応用実践演習（選択）

<input type="checkbox"/>	被災地域におけるフィールドワーク（宿泊研修・日帰り研修）、学内ワークショップ
--------------------------	--

②岩手大学²⁰

岩手大学教育学部では、学校安全や防災教育を一步進めた「学校安全学」の構築を目指している。「学校安全学と防災教育」を必修科目として開講し、学校安全学や防災教育・訓練、復興教育、救命救急演習など、幅広い内容となっている。

また、震災後に岩手県教育委員会が推進してい

る「いわての復興教育」について、選択科目で設定しており、被災地の現地調査等により、復興教育や震災の記憶の継承・伝承について演習形式で学んでいる。

ア) 学校安全学と防災教育（必修）

<input type="checkbox"/>	ガイダンス/「安全学」とは
<input type="checkbox"/>	学校安全の意義と考え方
<input type="checkbox"/>	学校安全計画と危機管理マニュアル
<input type="checkbox"/>	学校・家庭・地域が連携した実践的な防災教育・訓練
<input type="checkbox"/>	学校安全学シンポジウム～教師教育の充実に向けた「学校安全学」の構築～（いわての復興教育、大川小ご遺族の思いなど）
<input type="checkbox"/>	災害と学校～演習「いわての復興教育・防災教育の学習計画の作成」（集中での3コマ）～
<input type="checkbox"/>	心のケア
<input type="checkbox"/>	子供の人権
<input type="checkbox"/>	学校保健
<input type="checkbox"/>	救急法・心肺蘇生法・AEDの実技演習（日本赤十字社岩手支部）

イ) いわての復興教育（2～4年、選択）

<input type="checkbox"/>	「いわての復興教育」について、具体的事例ならびに被災地の現地調査を通して、被災地における復興の現状や復興教育の取り組み状況、震災の記憶の継承・伝承の試み、教育課題やその解決、指導方法等について学ぶ。
--------------------------	---

③福島大学²¹

福島大学人間発達文化学類では、「自然災害と人間」において、自然災害の仕組みや危険を伝えること（防災教育）について学んでいる。また、原発事故の影響が続いていることから、「災害復興学」では、震災・原発事故によってどのような被害・問題があり、どう貢献できるかについて演習形式で学んでいる。原子力災害、放射線被害と復興について取り扱っているのは、福島大学の大きな特徴である。

ア) 自然災害と人間 (選択)

第1回	オリエンテーション
第2回	日本の地震災害
第3回	世界の地震災害
第4回	津波災害
第5回	洪水災害
第6回	土砂災害
第7回	地盤災害
第8回	自然災害の予知、今後の予測
第9回	平野の形成と都市の発達の関係 (活断層)
第10回	防災を意識したまちづくり (ハザードマップ、避難)
第11回	地盤や自然災害リスクの調べ方
第12回	自然災害発生時の行動について
第13回	防災教育の基礎
第14回	防災教育の応用
第15回	講義のまとめ

イ) 災害復興学 (選択)

第1回	ガイダンス・災害復興学概論
第2回	東日本大震災・原子力災害と福島大学の対応
第3回	原子力災害の影響
第4回	福島大学生ボランティアの活動
第5回	原子力災害からの農業復興
第6回	震災からの復興とまちづくり
第7回	原発事故からの避難と災害関連死
第8回	震災後の経済動向と原発事故被災地の産業
第9回	震災復興・原子力災害と法制度
第10回	東日本大震災・原子力災害の伝承と課題
第11回	震災・原子力災害と地域社会の歴史
第12回	福島の食と農の再生
第13回	イノベーションと地域未来デザイン
第14回	フィールドワーク等成果の共有
第15回	フィールドワーク等成果の発表

(3) 防災教育等に関する授業科目の検討

津波災害については、3大学とも扱っており、福島大学では共通科目において、原子力災害について学修している。

教員志望の学生全員に対して、必修科目として防災教育に関する科目を開講しているのは、宮城教育大学と岩手大学であった。

授業形式を見ると、受講人数の関係もあって、多くが講義形式の授業であった。全て演習形式で行っているのは、宮城教育大学の「学校防災教育演習」、学校防災応用実践演習」、岩手大学の「いわての復興教育」の3つで、被災地の現地調査やフィールドワークを実施している。

科目数の違いはあるが、3大学ともそれぞれの特徴を生かしながら、学校安全・防災教育の取り

組みを継続している。

講師の確保や授業形式などの課題もあるが、今後も震災遺構等を活用し、より実践的な内容にしていくことや、安全教育と防災教育の内容の検討や復興教育をどのように取り入れていくのかが考えられる。

6. 教員養成における東日本大震災の教訓を生かした防災教育カリキュラムの検討

(1) 学校における東日本大震災の教訓

学校における東日本大震災の教訓は、さまざまな観点で語られているが、客観的にまとめられているものは少ない。また、航空機事故が起こった場合には、事故原因の究明を徹底的に行い、対策を全体に広めてフェールセーフに努めているが²²、学校での事故や災害被害では原因究明と再発防止が徹底されているとまでは言えない。成功例を広めることも大切だが、災害を含めた学校事故においても、今後同様の事故が起きないように、人的ミスや意志決定の課題について、客観的に捉え共有していくことも必要である。

そこで、東日本大震災での教訓や学びを、「事前防災と危機管理マニュアルの整備」、「保護者引き渡し」、「避難訓練」、「心のケア」、「避難所開設運営」、「教員研修」、「防災教育・教材開発」の7つの視点でまとめ、カリキュラムに生かしていきたい。

①事前防災と危機管理マニュアルの整備

○大川小学校津波訴訟高裁判決²³で示されたように、子供たちがより迅速・安全に避難し、命を守ることができるよう、組織的でより実効性のある「事前防災」に取り組む。

○大津波警報等が出た場合には、迷うことなく避難行われるよう、1次・2次・3次避難場所等を定めるなど、「危機管理マニュアル」を地域の地形や想定災害に応じて整備する。

○正常性バイアスや権威勾配の発生が避難の遅れにつながったことから、「事前防災」について平常時から教職員間や地域・保護者との共有・意思疎通を図っていく。

○各教育委員会は、学校が作成した「危機管理マニュアル」を定期的に点検・指導を行い、絶えず改善を図るようにする。

○ハザードマップなど想定を越えた津波で被害を出したことから、「想定にとらわれず、全力で避難する」よう明記し、指導する。

○大津波警報が出された場合には、津波は河川をも遡ることから、河川近くに立地する学校は河川津波が来ることを想定し対策する。

- ・沿岸部の学校では津波被災を想定し、備蓄倉庫を最上階に設置する。
- ・停電を想定し、各学校に発電機や蓄電池を複数台常備する。
- ・離半島部の学校では、陸路や海路が寸断され、停電・電話通信不通になったことから、衛星携帯電話や無線、電源等を配備する。

②保護者引き渡し

表4 引き渡し後に津波で亡くなった園児児童生徒数

県/校種	保育園	幼稚園	公立小学校	公立中学校	計(人)
宮城県	44	8	85	4	141
岩手県	37	4	19	0	60
福島県	2	1	12	0	15
計(人)	83	13	116	4	216

共同通信社 (2021)²⁴

○東日本大震災では、保護者引き渡した後に216名もの子供たちが亡くなった。大津波警報が発令され、学校に留まった方が安全だと判断した場合には、引き渡しを行わず、保護者も学校に留まらせる。

○学校に津波被災が想定される場合には、事前に1次・2次・3次避難場所を保護者に周知し、引き渡しは必ず高台で行う。

○スクールバスの運行が危険な場合には、運行を中止し、スクールバスも避難させる。

③避難訓練

○避難訓練は形骸化、形式化してしまう。実際の災害時を想定し、もしも起きたらどう判断し行動するのかを子供たちに考えさせ、本気で取り組めるよう避難訓練に意味付けと動機付けを行うよう

にする。

(例)「全校放送が使用不可」、「放課後、登下校時の発災」、「校舎損壊で避難できない」、「津波火災の発生」、「地割れや液状化」等

○平常時から保護者や地域組織（町内会・消防団等）と災害対応や避難所開設を協議し、地域避難訓練に学校も積極的に参加する。

④心のケア

○大震災や津波の後には、PTSDやトラウマになる子供たち、教員が時間を追って出てきた。発災直後から専門家と連携して、組織的、継続的に心のケアに取り組む。

○家などが流されていく光景を見てしまいトラウマになった子供たちが多くいた。大規模災害では、子供たちに被災の様子をできるだけ見せないよう配慮する。

○子供たちにストレスを発散させる「遊びの場」や「話ができる場」等を確保する。

○親や親族等を亡くし、喪失感を持つ子供たちが多くいた。心理的なサポートとともに生活や学びを続けるための支援も必要である。

⑤避難所開設、施設等²⁵

○中心部や駅周辺の学校では、多くの帰宅困難者等で収納人員を超える過酷な状況に陥った。立地条件により事前に想定しておく。

○発災後は教職員が避難所運営を担わざるを得なかった。その後、防災担当部局が中心となり地域住民等と運営できる態勢ができていった。コミュニティースクール等の繋がりが大変有効である。

○避難所が長期化し、学校再開するための段取りに苦労した学校があった。円滑な学校再開のために、「学校再開マニュアル」が必要である²⁶。

○校庭に1年以上仮設住宅を設置せざるを得ない学校もあり、運動や活動が制限された。代替処置や近隣校との連携が必要である。

○校舎が損壊し、近隣の学校やプレハブ校舎、体育館を段ボールで間仕切って授業を行った学校もあった。冬季や夏季の発災も想定し、体育館への冷暖房を完備すべきである。

⑥教員研修

○安全・防災担当教員を対象とした教員研修は行っていたが、全員を対象とした安全・防災に関する研修を実施する必要があった。

○発災時に学校の意思決定を担う管理職の研修では、座学だけではなく、被災地へ赴き、正しい意思決定に資する実践的な研修が必要である。

○大川小学校など震災遺構となった学校施設を研修で積極的に活用する。

⑦防災教育・教材開発

○震災前、防災教育は、多くの学校では年数回の避難訓練が中心であった。教科領域を横断した指導の体系化が必要である。

○東北地方では震災後に、兵庫県や神戸市を参考に防災副読本や教材が作られた。震災前から防災副読本や手引きを作成し、実践に基づき改訂を行うことが有効である。

○子供たちがよりイメージを持ちやすいように、「防災マップづくり」や「防災ゲーム」などに取り組ませることが有効である。

(2) 教員養成における防災教育カリキュラム例の検討

教員養成課程を履修している多くの学生は、卒業後に新任教員としての勤務する。担任等として赴任後すぐに、子供たちの命や安全をどのように守っていくのかを考え、学校安全や防災教育に取り組んでいかなければならない。

大学の教員養成段階で、東日本大震災の全ての教訓を取り扱うことは難しいが、教壇に立った時に、想定に捉われず、子供たちに「自分の命は自分の力で守る姿勢をつくる」という視点で、学校安全や防災教育に取り組もうとする姿勢を作っていく必要がある。

防災に関する知識や教訓を伝えるとともに、子供たちへの実践的指導に結び付けられるよう、以下の6つの観点で教員養成における防災教育カリキュラムを検討する。

①東日本大震災等の学校現場での教訓を具体的に捉える。

②担任として防災教育の教材等を使って、子供たちにどのように指導するのかを考える。

③避難訓練の重要性や在り方を考え、子供たちが真剣に取り組むよう指導する。

④震災遺構等を活用するとともに、震災を経験した教員等から経験や教訓を聞き、自分だったら教員としてどう判断・行動するのかを考える。

⑤防災教育においても、ICT機器やオンライン授業などを積極的に活用する。

⑥地域や保護者、外部機関との連携の重要性について学ぶ。

○防災教育論（例）

第1時 ガイドンス 東日本大震災の学校での被害状況と防災教育の必要性
第2時 防災教育の意義と考え方 阪神淡路大震災、東日本大震災の教訓を踏まえた学校安全計画と危機管理マニュアルのポイント（自分で判断・行動できる力を育む防災教育はどうあればよいか話し合う。）
第3～4時 地域の震災遺構から学ぶ 震災遺構仙台市立荒浜小学校を見学し、当時の校長先生から話を聞く。（震災時教員として子供たちや地域の方々の命をどのように守ったのかを知る。）
第5時 学校・家庭・地域が連携した実践的な防災訓練の在り方（登下校時を含め、子供たちに真剣に取り組ませるためにはどうすればいいのかを考える。） *参考 和歌山県広川町立広小学校（「稲むらの火」の学校） 釜石市立釜石東中学校
第6時 避難所開設と保護者への引き渡し、子供たちの安否確認（震災発生時の地域と連携した避難所開設、備蓄や電源確保、SOSの伝え方、津波発生時の引き渡しの在り方と安否確認についてシミュレーションする。）
第7時 災害によるPTSD、トラウマと心のケア 震災後に子供たちの心のケアに取り組んできた臨床心理士等から、対応方法について学ぶ。（災害発生後に子供たちの傷ついた心にどのように寄り添っていくのかを考える。）
第8時 岩手県釜石小学校の防災教育 「津波でんでんこ」と釜石の奇跡はどのようにして生まれたのかを当時の校長から聞く。（自分事として命を守る子供を育てるために、どうすればいいのかを考える。）
第9～11時 大川小学校津波災害事故から学ぶ 震災遺構大川小学校を見学し、語り部の先生から話を聞く。（自分が教員としてどうすれば子供たちの命を守るのかを考える）
第12～14時 防災教育の学習計画と実践 子供たちが「自分事」として防災を捉え学んでいく防災教育の計画を作成し、実際に模擬授業を行う。 *防災安全マップ発表会 防災クロスロードゲーム マップマヌーバー ²⁷ 災害（津波）の歴史と先人の思い等
第15時 まとめ 今後の実践のために

7. まとめ

阪神淡路大震災や東日本大震災等の大地震や津波での災害を経験し、教員養成課程においても安全教育・防災教育を行う必要性は誰もが認めるところである。また、今年の正月には、能登半島地震が発生し多くの方が亡くなり、救助や復興も道半ばである。

これまで見てきたように、教員養成での安全教育、防災教育の取組については、国の議論も進み、教職課程コアカリキュラムにおいて学校安全の項目が追加され、「第3次学校安全の推進に関する計画」でも、教員養成大学等に学生が防災を含めた学校安全に関して学修する機会や内容を充実するように求めている。しかし、教員養成段階で、学校安全や防災教育について、「何を、どのように、学ぶべきか」という部分については、議論が尽くされとはいえない。

東日本大震災で大きな被害を受けた宮城・岩手・福島の被災3県の教員養成課程をもつ国立大学では、被災地の子供たちの教育を支えるとともに、防災教育や復興教育に特化した授業科目を設定し、教員を目指す学生に学校安全や防災教育について学修させてきた。

各大学の状況をみれば、藤岡（2020）が指摘しているように、「履修科目の制限」や「体制などの課題」もみられる。また、学校現場でも、教育環境が複雑化・多様化し、教育内容の増加や教員多忙化等の問題もあり、安全教育や防災教育に授業時間を割くことが難しくなっている。さらに、教員養成課程を修了した震災当時に小学生だった多くの学生が、4月から各地の教員として教育現場に就くことになる。当然ながら、震災を経験した教員はやがて教職を後にしていき、何年後かには、全く震災の記憶のない教員が増えていく。震災の教訓を風化させず、伝え続けることは年々難しくなっている。

しかし、首都直下地震や南海トラフ地震、千島・日本海溝地震等の発生が想定されており、学校安全や防災教育に関する取組が今日的課題として重要度を増してきている。東日本大震災で無念にも、

命を落した子供たちや教職員の教訓をこれからの防災教育に生かし、次の大震災で一人でも多くの子供たちの命を救う必要がある。

学校安全や学校防災に関する資質・能力を身に付けた教員を養成し、現職教員の資質・能力向上の一助となるのは、教員養成大学の責務でもある。

防災に関する知識やその恐ろしさを伝えるだけにとどまらず、教育のプロである教師として、地域とともに、子供たちの命を災害からどうやって守るのかを真剣に考えていく姿勢を持たせ、これまでの教訓を具体的に学ばせていくことが重要となる。

今後は、カリキュラム例を実際に実施し、教員を目指す学生の資質・能力の変容等について、さらに研究を深めていきたい。

付記

本研究は、2020年度科学研究費補助金「教員養成での東日本大震災の教訓を基にした地域連携型防災教育カリキュラムの開発」（研究スタート研究、課題番号20K2221）の助成を受けて実施しております。

引用・参考文献

- 1) 文部科学省「東日本大震災による被害情報について（第208報）」2012年9月14日をもとに筆者作成。
- 2) 文部科学省「研究開発実施報告書（平成25～28年度指定）」、仙台市立七郷小学校、日野市立平山小学校の2校で、防災を中心とした研究開発を行った。
- 3) 中央教育審議会「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（答申）」2022年2月7日。
- 4) 文部科学省「小学校学習指導要領（平成29年告示）」東洋館出版社、2017年3月。
- 5) 同上
- 6) 根岸千悠「国立大学教員養成学部における学校安全に関する教育の取り組み状況について」、藤川大祐（編）『社会とつながる学校教育に関する研究（2）（千葉大学人文社会科学部研究プロジェクト報告書）』2014年3月、第277集。
- 7) 熊丸真太郎「教員養成段階での学校安全・危機管理

- に関する教育 一国立大学教員養成課程のシラバス分析から一」2018年3月、島根大学『学校教育実践研究 第1巻』。
- 8) 藤岡達也「これからの教員養成・教員研修における体系的な学校防災の構築 ～教職大学院での授業・実習を例に～」(『近年の自然災害と学校防災Ⅰ』兵庫教育大学連合大学院・防災教育研究プロジェクトチーム、共同出版、2020年3月)。
- 9) 中央教育審議会 スポーツ・青少年分科会 学校安全部会「学校における安全教育の充実について(審議のまとめ)」2014年11月19日
(https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/11/19/1353563_02_3_1.pdf 2020年7月15日取得)。
- 10) 文部科学省「教職課程コアカリキュラム」2021年8月。
- 11) 熊丸真太郎「教員養成段階での学校安全・危機管理に関する教育」。
- 12) 中央教育審議会「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について(答申)」
- 13) さいたま市教育委員会「体育活動時等における事故対応テキスト～ASUKAモデル～」、桐田明日香さんの事故を教訓に作成した教職員用事故対応マニュアル、2012年9月30日。
(<https://www.city.saitama.jp/003/002/013/001/p040426.html> 2022年3月取得)。
- 14) 教育公務員特例法 第二十二條の三(校長及び教員としての資質の向上に関する指標)
- 15) 文部科学省「改正教育公務員特例法に基づく公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正等について(通知)」2022年8月31日。
(<https://www.city.saitama.jp/003/002/013/001/p040426.html> 2022年9月1日取得)。
- 16) 宮城県教育委員会「みやぎの教員に求められる資質能力」2024年1月。
- 17) 岩手県教育委員会「校長及び教員の資質の向上に関する指標」2023年5月。
(<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/kyoushokuin/1006508/1006519.html> 2023年5月30日取得)。
- 18) 福島県教育委員会「校長及び教員としての資質の向上に関する指標【第2版】」2022年4月。
(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/496412.pdf> 2023年5月30日取得)。
- 19) 宮城教育大学シラバス
- 20) 岩手大学教育学部シラバス
- 21) 福島大学シラバス
- 22) マシュー・サイド『失敗の科学 失敗から学習する組織、学習できない組織』2016年12月、ディスカバー・トゥエンティワン。
- 23) 最高裁判所「石巻市立大川小学校津波事故 仙台高等裁判所判決文」
(https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/735/087735_hanrei.pdf 2019年10月11日取得)。
- 24) 共同通信社「引き渡し後、津波犠牲96人」2021年3月 (<https://nordot.app/740184397179109376>、2022年1月7日取得)。
- 25) 文部科学省「避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集」2020年3月。
(https://www.mext.go.jp/content/20200331-mxt_bousai-000005480_02.pdf 2022年1月17日取得)。
- 26) 宮城県教育委員会「学校再開ハンドブック」2018年2月。
(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hotai/saikai-book.html> 2019年4月20日取得)。
- 27) 文部科学省『学校の危機管理マニュアル等の評価見直しガイドライン』ジヤース教育新社、2022年2月。